◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七一号）（財務省）

1　明治一五〇年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を当該貨幣の価額八、三三四円に消費税を加えた九、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七二号）（金融庁）

銀行法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四九号）の施行期日を平成三〇年六月一日とすることとした。

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第一七三号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　認定電子決済等代行事業者協会の認定に係る申請書に記載する事項

認定電子決済等代行事業者協会の認定を受けようとする者が、認定に係る申請書に記載する事項について、「名称」等と規定することとした。（銀行法施行令第一六条の一〇関係）

2　電子決済等代行事業者等に係る金融庁長官に委任された権限のうち財務局長等に委任する権限の範囲

銀行法第五九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、同条第二項の規定により財務局長又は財務支局長に委任する権限の範囲について、「法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理」等と規定することとした。（銀行法施行令第一七条の五関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係

中小企業等協同組合法施行令、農業協同組合法施行令、金融商品取引法施行令、信用金庫法施行令、特定商取引に関する法律施行令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、貸金業法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令、金融商品の販売等に関する法律施行令、農林中央金庫法施行令、信託業法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令、無尽業法施行令、資金決済に関する法律施行令、金融庁組織令、金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令及び地方自治法施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（同法附則第一〇条、第一一条及び第二〇条を除く。）の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。ただし、第一四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第一六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに附則第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第九条、第一〇条、第一二条、第一三条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二一条、第二二条、第二四条及び第二五条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七四号）（厚生労働省）

医療法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五七号）の施行期日は、平成三〇年六月一日とすることとした。

◇医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

1　病院等の開設者に対する是正措置命令及び業務停止命令について、国の開設する病院等への適用の特例を設けることとした。（第一条関係）

2　特定機能病院の管理者を選考するための合議体の設置について、防衛医科大学校に設けられた病院については、これを適用しないこととした。（第一条関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

病院の開設者に対する是正措置命令及び業務停止命令について、都道府県知事の事務及び権限を指定都市の市長に委譲することとした。（第二条関係）

三　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係

医療法の規定に移動が生じたため、所要の整理を行うこととした。（第三条関係）

四　行政手続法施行令の一部改正関係

病院等の開設者に対する是正措置命令及び業務停止命令に係る聴聞について、学識経験を有する者が主宰できることとした。（第四条関係）

五　介護保険法施行令の一部改正関係

医療法の規定が改正されたことに伴い、所要の整理を行うこととした。（第五条関係）

六　施行期日

この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（内閣府本府）

1　児童手当の支給の制限の要件となる所得の額の計算方法

児童手当の支給の制限の要件となる所得の額の計算方法に関し、譲渡所得の特別控除額を勘案するとともに、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すこととした。（第三条第一項及び第二項関係）

2　経過措置

1の適用時期について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成三〇年六月一日から施行することとした。

◇社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、日本国とフィリピンとの間で年金制度の適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、フィリピンについては、退職、障害及び死亡に係る給付に関する社会保障法、退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する公務員保険機構法並びにこれらの法律による保険料納付期間等の通算に関するポータビリティ法とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第八条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第九条関係）